

徳島県看護職員キャリアアップ支援事業補助についての Q & A (案)

※このQ&Aは(案)であり、変更することがあります。

過去に質問のあった事項についてQ&Aにまとめてみましたので、事業補助申請等の参考にしてください。

1 認定看護師等育成支援事業

Q 1 補助金の対象となる経費は何ですか？

A (1) 専門看護師認定登録支援事業については、当該年度に病院等が支払った、専門看護師の認定試験及び登録に要する経費（認定審査料、認定審査受験のための旅費、認定料）が対象となります。

(2) 認定看護師育成支援事業については、認定看護師養成研修（B課程を含む）への派遣等に要する経費（受験料、入学金、授業料（受講料）、実習費、教材費、旅費、宿泊費、役務費（健康診断料）、認定審査料、代替看護職員の賃金・諸手当）が対象となります。

(3) 専門・認定看護師講師による講習会実施支援事業は、専門看護師又は認定看護師が講師となり、県民や他の施設の看護職員等を対象とした講習会を実施するために要する経費（人件費、手当、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）が対象となります。

※（1）～（3）とも病院等への補助であり、個人への補助ではありません。

Q 2 認定看護師育成支援事業について補助金の対象となるものを具体的に教えてください。

Q 2-1 教材費補助対象の考え方は？

A 研修先で指定された教材(テキスト)の購入に要する経費が補助対象となります。

Q 2-2 4月開講の養成研修の場合、前年度に支払った入学金・授業料は補助対象となりますか？

A 前年度に振込をした場合は、前年度事業の補助対象経費となるため、当該年度の補助対象に計上出来ません。振込を養成研修受講年度としていただくか、前年度に本人が立て替え払いをして、病院が当該年度に本人へ支払う場合は、補助対象となります。

Q 2-3 研修へ派遣した翌年度に認定審査を受ける場合の認定審査料は補助対象となりますか？

A 認定審査料を補助対象経費として計上出来るのは、振り込みを行った年度内が対象となります。翌年度に認定審査料を振り込む場合は、当該年度における補助対象とはなりません。

Q 2 - 4 病院等が認定研修受講に係る費用を受講者本人に貸与している場合は、補助の対象となりますか？

A 病院等が本人に貸与している場合は、返還義務を課しているとみなされ、基本的には補助の対象とはなりません。ただし、返還免除をしている場合については、その旨を記載した証明書を添付することにより補助対象とします。

Q 2 - 5 受講者本人が賃貸マンションの契約をし、受講者本人が支払いをしています。この場合は補助の対象となりますか？

A 病院等が、受講者本人に対して、受講のために借りたマンションの家賃補助を行っている場合は、補助の対象となります。
その他、家賃の一部を住居手当等で支給している場合も対象となります。

Q 2 - 6 代替看護職員の経費の補助対象となる期間はいつですか？

A 認定看護師養成研修への派遣期間のみとなります。

Q 3 補助金の補助率・補助額はいくらですか？

A (1) 専門看護師認定登録支援については、対象者1人当たりの補助基準額は200,000円で補助率は定額となります。

対象経費の実支出額と1人当たりの補助基準額200,000円を比較して、少ない方の額が補助額となります。

(2) 認定看護師育成支援A課程については、1人当たりの補助基準額は2,400,000円であり、B課程については、1人当たりの補助基準額は3,600,000円で、補助率はどちらの課程も1/2となります。

対象経費の実支出額と1人当たりの補助基準額（A課程：2,400,000円、B課程：3,600,000円）を比較して、少ない方の額の2分の1が補助額となります。

なお、同一人が受講する一つの課程において、病院等の支出が翌年度にまたがる場合、一人あたりの補助基準額上限額内であれば二年度にわたっての申請が可能ですが、翌年度の補助基準額は前年度の事業額を差し引いた額となります。

(3) 専門・認定看護師講師による講習会については、1回当たりの補助基準額は100,000円までの定額補助となります。

対象経費の実支出額が100,000円以下の場合は、実際に要した経費の額となります。

また、1回当たりとさせていただいておりますが、複数回実施の病院等につきましても、予算の範囲内で調整させていただく場合がありますので御了承ください。

※ (1) ~ (3) の補助額は、いずれも千円未満は切り捨てとなります。

Q 3 現在、県内に認定看護師の教育機関はありますか？

A 県内の教育機関については、以下のとおりです。

＜在宅ケア分野＞

- 開設課程：在宅ケア認定看護師教育課程（B課程）
※特定行為研修（在宅・慢性期領域）を組み込んだ課程
- 開設機関：徳島大学大学院医歯薬学研究部 看護リカレント教育センター
- 開設日：令和3年4月

＜感染管理分野＞

- 開設課程：感染管理認定看護師教育課程（B課程）
※特定行為研修を組み込んだ課程
- 開設機関：徳島大学大学院医歯薬学研究部 看護リカレント教育センター
- 開設日：令和5年4月

2 特定行為に係る看護師の研修制度受講支援事業

Q 1 看護師の特定行為研修受講支援事業について補助金の対象となる経費は何ですか？

A 本事業は、当該年度に看護師派遣元施設が支払った、看護師の特定行為研修制度受講に要する経費（受講料、実習費、旅費、宿泊費、需用費、役務費、代替職員に必要な賃金・諸手当）が対象となります。施設への補助であり、個人への補助ではありません。

Q 2 補助金の対象を具体的に教えてください。

Q 2-1 対象経費の「需用費、役務費」とは何ですか？

A 具体的な中身として、需用費は、本事業に必要な図書購入費（本事業で使用する書籍やDVD教材の購入にかかる経費など）です。
役務費は、本事業に必要な郵便料、宅急便料金（例えば、郵便料として切手、はがき、速達、小包、書留等の料金）です。

Q 2-2 研修先近くで宿泊予定だが、宿泊費は補助対象経費に該当するのか。

A 派遣職員への宿泊費は、補助対象経費に含まれます。

Q 2-3 4月開講の研修の場合、前年度に支払った受講料は補助対象となりますか？

A 前年度に振込をした場合は、前年度事業の補助対象経費となるため、当該年度の補助対象に計上出来ません。振込を養成研修受講年度としていただくか、前年度に本人が立て替え払いをして、施設が当該年度に本人へ支払う場合は、補助対象となります。

Q 2-4 今年度の研修派遣が翌年度にも継続する場合、補助はどうなりますか？

A 同一人が受講する一つの課程において、病院等の支出が翌年度にまたがる場

合、一人あたりの補助基準額上限額内であれば二年度にわたっての申請が可能ですが、翌年度の補助基準額は前年度の事業額を差し引いた額となります。

Q 2 - 5 代替看護職員の経費の補助対象となる期間はいつですか？

A 補助対象年度において看護師を研修に派遣している期間内となります。

Q 2 - 6 代替職員を採用しないが、派遣する看護師の業務を他の職員に代替させることを検討している。この場合、代替職員としての補助対象経費に該当するのか。

A 職員の派遣に伴い、新たに臨時職員等として代替職員を採用した場合の補助を想定しています。この場合は、補助対象経費に含まれません。

Q 3 補助金の補助率・補助額はいくらですか？

A 本事業について、対象者1人あたりの補助基準額は1,200,000円で補助率は1/2となります。

対象経費の実支出額と1人あたりの補助基準額1,200,000円を比較して、少ない方の額が補助基準額となります。

補助額について、千円未満は切り捨てとなります。